

特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会  
反社会的勢力への対応に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人日本デフバスケットボール協会（以下「当協会」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、協会における反社会的勢力による被害を防止するとともに、協会の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条

この規程において反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に指定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋など（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治運動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう）
- (8) 前各号に掲げる者が自己の事業又は協会の運営を支配していると認められること
- (9) 前各号に掲げる者が自己の事業又は協会の経営に実質的に関与していると認められること
- (10) 自己、協会若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
- (11) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
- (12) その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(反社会的勢力に対する基本方針)

第3条

当協会は、当協会の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。

- 2 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、当協会は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、応じないものとする。
- 3 当協会は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める。
- 4 当協会は、前各号に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員及び関係者の安全を確保する。

(対応部署)

第4条

当協会は、事務局を反社会的勢力対応部署とし、対応部署は、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積、体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携等を行ない、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援する。

(事前確認等)

第5条

当協会は、自らを当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国、地方公共団体、独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）別表第一又は第二に規定された法人（以下「国等」という。）である場合を除き、誓約書取り付け等の方法により

相手方が反社会的勢力ではないことを事前に確認する。

- 2 当協会の職員は、事前の確認の過程で、当該契約の相手方の属性に疑義があると判断する時には、本部においては理事長及び事務局長に報告する。その場合において、事務局長が必要と判断する場合には警察等への照会を行う。
- 3 前項の規定による確認により契約の相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を締結してはならない。
- 4 当協会は、自らを当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国等である場合を除き、原則として、契約書等に、反社会的勢力と契約の解除を求める条項及び損害賠償を求める条項を設けるものとする。

(契約の解除)

第6条 当協会は、自らを当事者とする契約の締結後に、契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、当該契約を解除することを原則とする。なお、契約の解除に当たり事務局等は、必要に応じて弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行う。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて機構の信用を棄損し、又は機構の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

(不当要求への対応)

第7条 反社会的勢力による不当要求への対応にあたっては、役職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

- (1) 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、役員及び職員に当該不当要求について直ちに報告しなければならない。
- (2) 事務局長等は、前項の報告を受けた場合、理事会内に報告するとともに、必要に応じて警察へ通報するものとする。
- (3) 前2項の報告を受けた事務局長等は、事案の重要性に応じ、理事長及び監事に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規定を定めるもののほか、反社会的勢力への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (施行期日)

この規程は平成30年10月6日より施行する。